

生態移民政策よって解体された移民村コミュニティの再建

--- 内モンゴル自治区正藍旗バインオーラ移民村の事例 ---

蘇米雅（京都大学）¹

要 約

中国・内モンゴル自治区では、中央政府による生態移民政策が実施され、放牧地から移住した牧民は、移民村での生活を強いられている。牧民は、環境保護と生活向上を図った同政策に期待し、よりよい生活の可能性を信じていた。しかし、彼らを待ち受けていた現実、より一層の経済的困窮とコミュニティの崩壊であった。筆者が生まれ育ち、今なお家族が住む村でも同政策が実施され、移民村に移住させられた牧民は悲惨な生活を送っている。その惨状を何とか打破しようと、筆者は数名の若者とともに地域の活性化運動に立ち上がった。この運動によって、自らの地域を能動的に改善していこうとする姿勢が住民の中に芽生えつつあった矢先、今度は、再度の移民という予期せぬ苦難が住民を襲った。

本論文は、地域コミュニティの再建に向かって、筆者が B 移民村住民とともに展開した運動の 2005-2007 年の経緯を報告した論文（蘇米雅，2011）の続編であり、2008 年-2011 年の経緯を報告する。B 移民村には、2002 年に実施された生態移民政策によって、元バインオーラ村から移住してきた人々が住んでいた。しかし、6 年後（2008 年）、彼らは再び移住を強いられた。B 移民村の場所は、シャンド鎮の都市計画によって、移民後数年の間に、正藍旗人民政府所在都市の都心部となってしまった。そのため、家畜の飼育には不適切という理由で、2008 年 10 月、政府は住民に移住を命じた。この第 2 回移民では、住民は移転先を個々人で選択することとされた。それは、移民村でのコミュニティが解体されることを意味していた。それに対して、住民と筆者は、コミュニティの崩壊を食い止めるべく、地域自治組織を結成し、ウブルジェ（第 1 回移民まで放牧地）の自主管理運動を展開した。この運動によって、隣接村や行政をも巻き込んだ新しい地域共同管理体制が誕生した。

本論文の最後では、規範理論の観点から、「ウブルジェ」（遊牧時代の冬の営地）という死語となりつつあった言葉が、コミュニティ再生の規範を象徴する言葉として、規範伝達の強力な媒体となったことを考察した。

キーワード：生態移民、移民村、第 2 次移民、コミュニティ、住民自治組織、ウブルジェ

¹ 京都大学大学院人間・環境学研究科 somiya66@yahoo.co.jp

本研究に対して、平成 23 年度京都大学グローバル COE 「心が活きる教育のための国際的拠点」大学院生人材育成経費の助成を受けた。

1. 解体を強いられたコミュニティ

2001年、中国内モンゴル自治区の牧畜地域における生態移民政策が始まった。その3年後、移住先の移民村で、自らの将来像を描き、能動的に動き出すコミュニティが現れた。それが、本研究のフィールドであるバインオーラ移民村（以下、B移民村）である。B移民村では、2005年、筆者をリーダーとするコミュニティ活性化運動が開始された。本稿は、その運動の2005-2008年の経緯を報告した論文（蘇米雅，2011）の続報であり、2008-2011年の経緯を報告する。

生態移民を前提とした、内モンゴル牧畜地域における地域計画は、さまざまな問題をわれわれにつきつけた。そうした問題の一つが、本稿で取り上げる再度の移住と、それに伴うコミュニティの解体であった。

本研究の事例地であるバインオーラ村の人々は、2002年に政府の環境保護政策「生態移民政策」によって、牧畜地域から正藍旗の中心都市シャンド鎮（上都鎮）に移住させられた。生活スタイルは、放牧からホルスタイン牛を飼育する酪農業に、居住形態は、分散居住から集中居住に変化した。こうして、牧民だった人々は、都市の中の移民村の村民になった。しかし、シャンド鎮での生活は長くは続かなかった。シャンド鎮の都市開発計画によってB移民村は市中心部になってしまい、2008年10月付で再度の移住命令が告げられたのである。

草原砂漠化問題を防ぐための「自然環境保護のための生態移民」（蘇米雅，2010）は前例のない事態だったが、「都市環境整備の都市計画移民」という再度の移住もまた前例のない事態であった。しかも、2001年以降に実施された生態移民のほとんどでは、コミュニティのまとまりを維持する形で移住が行われたのに対して（蘇米雅，2011）、第2回移民においては、コミュニティの維持に配慮しない形で命令が発せられた。このような前例のない事態に直面して、いかにコミュニティを維持していくか。それについては、住民ばかりか行政もほとんど無策であった。私たちは、とにかく試行錯誤で進むしか道がなかった。

本論文では、第2回移住によって解体を強いられた移民村において、何とかコミュニティの結合を維持しようとした運動の過程を報告、考察する。以下、第2節では、第2回移民によるコミュニティの変化を概観する。第3節では、筆者らが取り組んだコミュニティの組織づくりのプロセスを紹介し、第4節では、その組織の活動成果を報告する。最後に第5節では、規範伝達概念を用いて、言葉を媒体とする規範伝達がコミュニティ再建にとって重要であることを論じる。

2. 第2回移民によるコミュニティの変化

B移民村において、住民たちは、移民によって弱体化したコミュニティの共同性を「藍旗アイル乳製品製造工場」によって取り戻し、行政の手を借りることなく、住民自身の手で生活を営むことができるまでに、コミュニティの機能を回復させた（蘇米雅，2011）。しかし、前述のように、この地域自主運営システムが、行政から押しつけられた第2回移民政策によって再び崩されることになった。本節では、その政策によるコミュニティの崩壊プロセスを報告する。

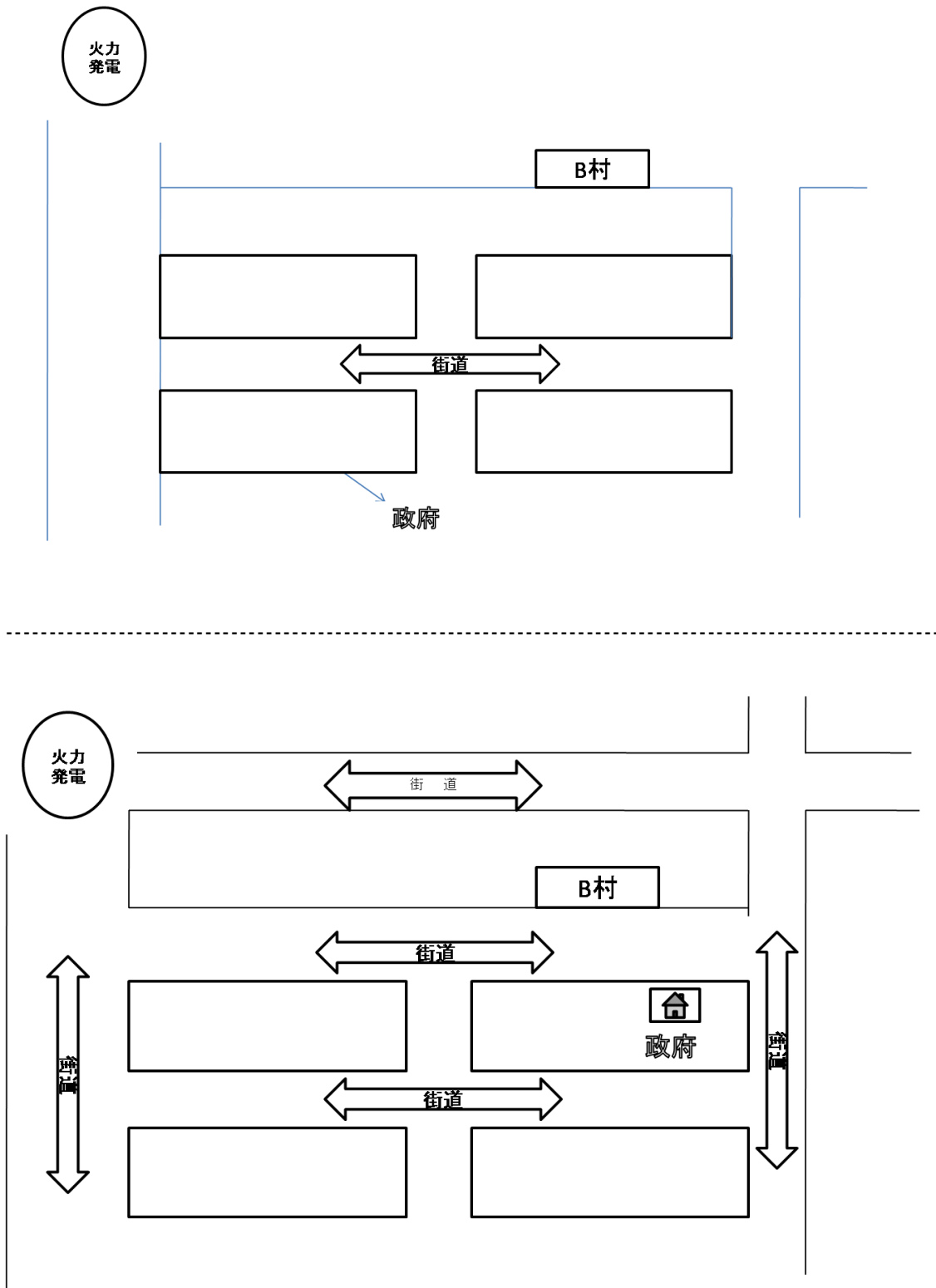


図 1. B 移民村周辺の変化（上は 2002 年、下は 2008 年）



写真 1 B 移民村の隣に建設された火力発電所

2002 年、内モンゴル自治区の生態移民政策のモデルとして、元バインオーラ村の牧民全体が正藍旗の旗政府所在地シャンド鎮に移住した。移民した牧民たちは、牧草地に各家族が散在して居住する分散型の生活スタイルから、一つの地域に集まって居住する集中型の生活スタイルに変えられた。彼らは、経済的困窮とコミュニティ崩壊という 2 つの問題に直面した。その中で、これらの問題を解決しようという能動的な活動が始まった。それが、B 移民村の地域自立産業「藍旗アイル乳製品製造工場」の設立・経営だった(蘇米雅, 2011)。

B 移民村は、正藍旗の旗庁所在地シャンド鎮の周辺、シャンド鎮とシャンド火力発電所(2002 年ごろ建設)の真ん中に位置していた。近年、シャンド鎮の都市計画(拡鎮計画)によって、シャンド鎮の一部の行政機関や外来企業などが火力発電所付近に転移し、結果的に、B 移民村はシャンド鎮の繁華街の中心になってしまった(図 1、写真 1 を参照)。

B 移民村には、シャンド鎮政府から 2008 年 10 月付で 2 回目の移民命令が告げられた。移民命令の理由は、都心部にホルスタイン牛を飼育することはできないということだった。住民の中には、2 回目の移民によって故郷に戻れると思った人が多かったという。しかし、その夢ははかなく消えた。

2 回目の移民の準備として、B 移民村の跡地を買い取り、アパート式住宅を建設することになっている開発業者との間で契約が交わされた。その契約で、移民村からの移出期間は 2008 年 6 月 10 日ー7 月 10 日の 1 か月間と定められた。この期間の末には、開発業者は牧民が 6 年間住み続けた家をすべて取り壊し、アパートの建設を始めた(写真 2 を参照)。

第 2 回移民では、第 1 回移民と違って、行政から 3 つの選択肢が牧民に提示された。3 つの選択肢とは、①行政が他の牧畜地域の土地を借りて新設した移民村に移住する(図 2 を参照)、②自分で移住先を探す、③都市に残る、の 3 つであった。①を選択した人は、無条件で政府が新設した移民村の住宅に移住し、ホルスタイン牛の飼育を継続した。②を選択した人のほとんどは、親戚などを頼って、シャンド鎮近隣の他の移民村に移住した(この場合には、現在の移民村での住宅を開発業者が市場価額で買い取った)、③を選択した人は、開発業者が移民村の住宅と交換で新たに建てたアパートに住むことになった。このようにして各自の選択を根拠にして、B 移民村コミュニティは解体されたのである。

以下、その解体の状況を詳細に見てみよう。

正蓝旗上都镇行政区划图

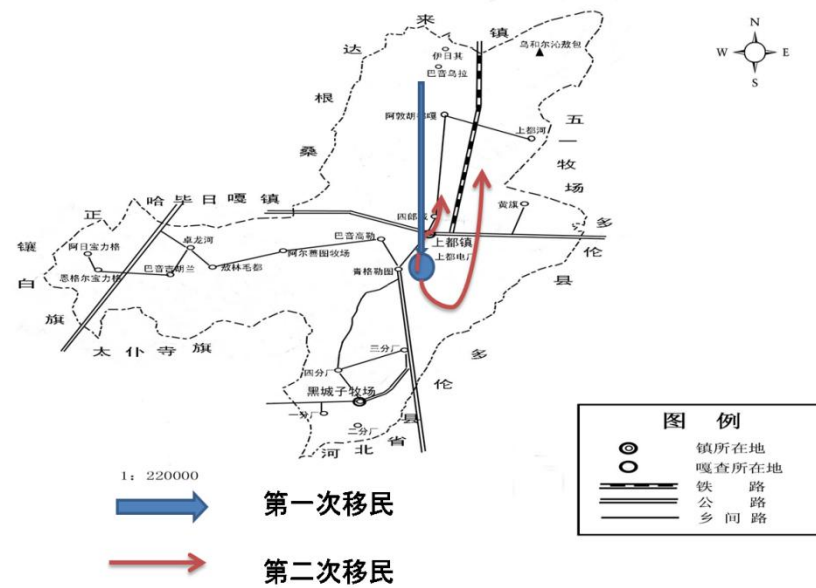


図 2 バインオーラ・ガチャーの第一次移民と第二次移民の移住ルート



写真 2 B 移民村跡地に建設されるアパート（右の写真で一番左側のアパートには、ベランダが付いていない。都市部にいる牧民たちはここに入居することになった。）

a. B 移民村の空間的变化

元バインオーラ村は、1977年の統計資料によれば、106,600 ムー（7106.66ha）の放牧地に、89 世帯 456 人が居住し、飼養する家畜数は 5,568 頭であった。しかし第 1 回移民が行われた 2002 年の統計資料によれば、人口は 586 人と微増にとどまるものの、世帯数は 191 世帯に増え、家畜は 1 万頭を超えている。さらに、2008 年の第 2 回目の移民までは、人口が 611 人と若干増えただけにもかかわらず、世帯数は 284 世帯に急増した（図 2

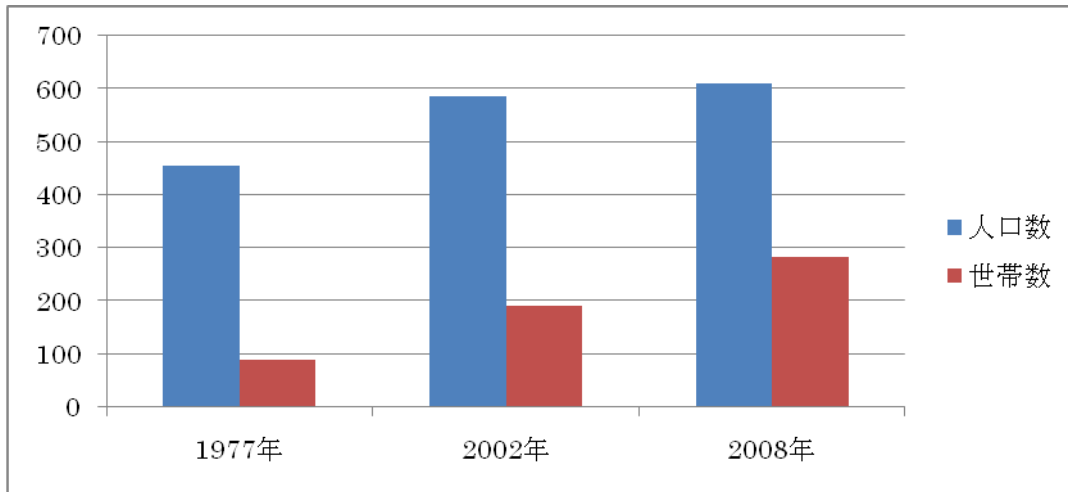


図 3. バインオーラ・ガチャーの人口と世帯の推移（村委員会の統計により筆者作成）

を参照）。こうした世帯数の変化の背景には、第 1 回移民の際の「政策惠民」（住民に利益を与える政策）による影響があった。

第 2 回移民に関するバインオーラ・ガチャーの統計資料によれば、B 移民村全体 284 世帯のうちの 140 世帯 201 人が都市に残った。彼らは、ホルスタイン牛を飼育することができない高齢者、または、第 1 回移民の際、ホルスタイン牛を買うことができなかった比較的貧困な人々だった。また、110 世帯 321 人は、新設の移民村に移り住むことになり、残りの 44 世帯 89 人は、他の移民村の親戚を頼ってホルスタイン牛の飼育しながら生活するようになった。こうして、バインオーラ村時代のコミュニティは解体同然となった。しかし、制度上（戸籍制度）は、移出地に残されている元放牧地利用権の都合上、彼らはいまだバインオーラ村の一員とされている。

b. B 移民村の組織的变化

① 行政管理組織の変化

B 移民村の行政管理体制は、第 2 回移民によって変化した。前述のように、従来の B 移民村は 3 つに解体してしまった。行政管理としては、戸籍上はバインオーラ村の住民であっても、もはや一つのコミュニティとしての体はなさなくなった。以前、バインオーラ村と称されていた移出地も「ウルテ」という名称に変更され、新設された移民村は、「バインオーラ乳牛養殖基地」という名称になった。こうして、B 移民村も事実上消滅した。B 移民村の村委員会は、戸籍上のバインオーラ村住民を管理するしか方法がなかった。

② 住民自治組織の変化

2005 年、筆者と若者 5 人が立ち上げた地域自立産業「藍旗アイル乳製品製造工場」から、B 移民村初の地域主体経営のバインオーラ牛乳ステーションが誕生した（蘇米雅, 2011）。バインオーラ牛乳ステーションの管理組織は、第 2 回移民に伴い次第に変化した。B 移民村の地域自立産業づくり運動の中心メンバーだった 5 人の若者のうち 4 人が都市に残ることになった。B 氏はシャンド鎮役所、N 氏は正藍旗病院、A 氏は正藍旗警察局に就職し、Q 氏は自営業の道を歩み始めた。新しい移民村へ移住したのは S 氏一人だけであった。

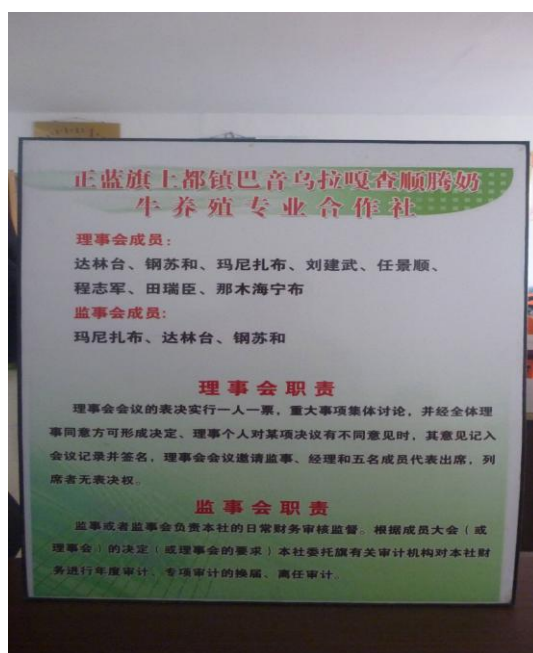


写真 3 バインオーラ順騰ミルクステーションの看板

新しい移民村において新設される牛乳ステーションが、当時、バインオーラ牛乳ステーションの社長を務めていた村長の息子 T 氏の個人経営のステーションと変わり、牛乳ステーションの名前も元「バインオーラ牛乳ステーション」から「順騰牛乳ステーション」と変更された（写真 3 を参照）。

B 移民村においては、私たちは、乳製品製造工場を拠点に牧民の自主活動などを活発に行っていた。しかし、当初 B 移民村において活動の拠点であったバインオーラ牛乳ステーションの経営の変化に伴い、牧民の自主活動も停止することになった。

3. コミュニティ再建への取り組み

本節では、上に述べたバインオーラ村および B 移民村の変化を踏まえて、自らの地域コミュニティ再建に取り組んだ筆者らの活動を紹介する。

(1) S 氏からの提案

先述のように、S 氏は、2005 年から筆者とともに移民村の活性化運動を始めた若者 5 人のうち、ただ一人新しい移民村移った人である。その S 氏から一つの提案が出された。「B 移民村という名前をバインオーラ・ガチャー という名前に戻したい。現在、バインオーラ・ガチャーはコミュニティとして崩壊の寸前である。私一人では何ともならない。今、必要なのはバラバラになったバインオーラ・ガチャーを一つにまとめることだ」……これが S 氏の提案だった。

これまでの論文（蘇米雅，2010，2011）では、バインオーラ移民村（B 移民村）という

表現を用いた。しかし、本稿では、S氏の言葉に忠実に「バインオーラ・ガチャー」と表記することにしたい。「ガチャー」は、村を指す。ちなみに、第2回移民による新設移民村は、従来からのバインオーラ・ガチャーの一部である。

バインオーラ・ガチャーの現状を乗り越えるために、「何をもって牧民をまとめるか、誰が、どこで、何をやるか」について、筆者とS氏は語り合った。その過程で、2009年12月25日-27日、筆者とS氏は、牧民たちの声を聞くための聞き取り調査を実施した。聞き取り調査の目的は、バインオーラ・ガチャーについての牧民たちの考えを探ることであった。新設移民村の牧民8名（男性4名女性4名）、他の移民村に移住した牧民8名（男性5名女性3名）、都市に残った牧民10人（男性8名女性2名）から話を聞くことができた。以下、その一部を紹介する。

Lさん（男性、新設移民村在住）

「以前の移民村が都市の中に入ったので、正直そこから早く出たかった。牛の散歩もできなくて、畜舎から一歩外に出れば、罰金ですからね。第二回の移民と聞いた時、ウブルジェに帰られると思った。今ここ（新設移民村）には、バインオーラの住民の1/3しか住んでいない。ここにもいつまで住めるかわからない。すぐ近くに「元上都の遺跡」があって、現在世界遺産登録に申請していると聞いた。申請が成功すればまた追い出されることになるでしょう。まあ、自分の土地ではないからね。これから皆とよく話し合う必要があると思う。」

Bさん（男性、新設移民村在住）

「前の移民村で、やっと自分が生きる場所だと思うようになったけど、また、去らねばならなくなった。若者たちも結構がんばっていた。新村（新設移民村）には若者が少なくなった。皆、都市に残って出稼ぎをしている。バインオーラ・ガチャーの人々がどこにいるか、現在では全くわからない。人はバラバラになるし、牧草地の行方も心配だ。行政が新しく発行した地図からバインオーラという名前が消えたと聞いた。これは、残された牧草地がなくなることを意味しているかのように感じられる。」

Xさん（女性、他の移民村在住）

「新設移民村に行っても、次はどこに行くかがわからない。ウブルジェに帰れない限り。だから、親戚を頼ることを選んだ。ここでは、どうしてもよそ者だから、違う目で見られている。考えて見れば、新設移民村に行った方がよかったかな。ここに来て半年ぐらい、B移民村の村長の姿を見たことない。私たちがここにいるとわかっているかな（笑）。ここでは、ホルスタイン牛の数をあまり増やすこともできない。どうしても他人の村だから。」

LKさん（男性、他の移民村在住）

「私は間違っただけだと思ってる。バインオーラの新設移民村に行った方がよかった。皆と一緒にいれば心強い。あの時は、どこに行っても長く居続けられないと思っていた。いつかウブルジェに帰られると思っている。しかし、今の様子からは先が見えない。将来の

ために一度皆と話をすることが必要と思う。」

SR さん（男性、都市に残った人）

「現在、住む所もない。どうしたらいいかわからない。新しい住宅の交付期間から半年も過ぎていて。政府の役人に何回も聞いたけど、いろいろ理由をつけて断られてしまった。村長に聞いても、これは私の権限の範囲ではないという一言だけ。他の人たちはどこで何をしているかわからない。チャンスがあれば将来に関して話をした方がいいと思う。特に、ウブルジェの草刈り地は大変なことになっている。管理する人もないし、今年は草刈りが全くできなかった。私のような人たちの主な収入は草刈りで、その販売で生活を立てているからね。」

BB さん（男性、都市に残った人）

「一番困っているのは住むところです。借り家は高く、収入もない。村長も何も言ってくれない。どこに行っても誰に話したらよいかすらわからない。故郷を失った人って、こうなんだろう。行く場もない、相談する人もない。半年で新築アパートに入れると政府がウソを言った。もう信じられない。今年、もう少し草刈りが出来ていればなんとかなるのにな。私たちって運が悪いね。」

聞き取り調査の結果を整理すると、新設移民村の人々と他の移民村に移住した牧民の多くの関心は、バインオーラ・ガチャーの解体によって、牧草地（第1回移民までの放牧地）がどうなるかという問題に収斂することがわかった。この他、都市に残った人々は、牧草地だけではなく、自分たち住むところ（家）をどうするかという問題も抱えていた。

とくに印象深かったのは、聞き取りの中に、B 移民村の人々が忘れつつあった一つの言葉が復活していたことだった。それは、「ウブルジェ」という言葉だった。第1回移民までは放牧地であり、移民後も草刈り地として使用されている土地が、その言葉で言及されたのだ。

かつての内モンゴル草原地域においては、季節に応じて移動する遊牧が行われていた。当時、春の営地をハブルジャ、夏の営地をジョスラン、秋の営地をナムルジャ、冬の営地をウブルジェと呼んでいた。その後、社会的変動や自然環境の変化によって遊牧が半遊牧に変化した。半遊牧とは、冬の営地拠点を持ちながら、春から秋にかけては遊牧を行う形態である。1980年には、半遊牧すら禁止され、完全定住という形態のみとなった。

完全定住に伴い、ウブルジェ（冬営地）という言葉も次第に使われなくなった。しかし、そのウブルジェという言葉が牧民たちの口から飛び出した。そこには、バインオーラ・ガチャーの人間同士の絆に対する郷愁が滲み出ていた。いや、それ以上に、その郷愁を再び現実の中に取り戻したいという切なる願いを聞きとることができた。S 氏と筆者は、ウブルジェという言葉は、空間的にバラバラになったバインオーラ・ガチャーを再び一つにまとめる大きな力を有していると直感した。

2人は、ウブルジェという言葉をもとに議論を繰り返した。その結果、住民たちにウブルジェについて徹底的に議論する場を設けることにした（写真4を参照）。



写真4 「ウブルジェを考える会議」の打ち合わせ（右端 S 氏、左端は筆者）

（2）会話の場としての交流会議

2009年12月30日、われわれは、「ウブルジェを考える会」という集会を新設バインオーラ移民村で開催した。新設移民村在住者30人、他の移民村在住者6人、都市に残った牧民13人の計49人が集まった。S氏が司会者を務めた。

司会者のS氏の挨拶を皮切りに、バインオーラ・ガチャーが解体されて以来初めての牧民全体の会議が始まった。最初の1時間は自由な懇談とした。久しぶりに集まった牧民たちの懇談は盛り上がった。「現在はどう過ごしているか」、「生活はどうなっているか」、「自分が今住んでいるところはどうか」等々、話に花が咲いた。

その後、居住地によって3つのグループに分け、各グループから発言者を選出した――新設移民村のグループからは3人、②他の移民村在住者のグループからは2人、③都市に残った牧民のグループからは2人が選出された。以下、発言者の発言内容を紹介する。

①新設移民村グループ（E氏、I氏、F氏）

E氏：ここに来て一年以上になったということは、私たちのB移民村が解体されて一年以上経ったということだ。皆さん（他の移民村在住者と都市に残った牧民）が、よそで大変だったことが先の懇談からわかった。でも、今回こうした機会を作ってくれた彼（筆者）に感謝する。B移民村の今後はどうなるかという疑問を持ちながら、今日、皆さんと意見を交わしたい。現在の移民村は戸籍上110世帯となっているが、実際には84世帯しかない。そのうち、村長の親戚が70%を占めている。こうした状況でB移民村の時期村長は変えにくくなる。しかも、現在のミルクステーションは、村長の息子T氏が経営しており、彼も時期の村委員会役員メンバーに入ることは間違いない。そのため、私は次のような提案をしたい。まず、今の村委員会の体制を崩さなければB移民村の現状は変わらない。次に、皆が一緒にならないと、よそにいる牧民たちはバインオーラから捨てられることにな

る。以上の 2 点を踏まえて、元移民村（B 移民村）で若者たちがやっていた組織をもう一度作ってほしい。

I 氏：今年は雨がよく降った。しかし、草刈りはできなかつた。ここにいる皆は、よそから乾草を購入した。ウブルジェの草は全部、他の地域の家畜に食べられてしまった。この被害はホルスタイン牛を飼っているわれわれだけではなく、よそで生活している皆さんにも大きなダメージを与えている。特に、都市に残った人は草の販売で生活を立てているのは間違いないと思う。森林公安の管理はもう頼りにならないので、皆で何とかしないとイケない。または、戸籍を別にした子供たちは今後どうなるかという問題もある。これも皆で見守っていかないとイケない。例えば、私の子は 16 歳で世帯主になって、都市に残っている。仕事もないし住むところもない。こうした状況はうちの子だけではなく、多くの家庭が直面する状況である。子どもたちは、戸籍が別になれば個人で自立した生活ができると思ひこんでいる。

F 氏：B 移民村にいたときは、工場やバインオーラ牛乳ステーションを通して、皆のつながりがよくなっていた。現在のステーションは、T 氏の個人的なものになっている。彼は、牛乳の回収値段や牛乳の質以外には何も関心がない。E さんが言ったような組織づくりには、それなりの困難があると思う。まず、村長が反対するだろう。財政権力を村長一人が握っているので、簡単にはいかないだろう。これに関して彼（筆者）から案をもらった方がいいと思う。

②他の移民村に住むグループ（EQ 氏、K 氏）

EQ 氏：この一年間、私たち（他の移民村に住む牧民）は、皆、大変苦しい思いをしてきた。まず、自分たちの選択が間違っていた。親戚を頼っても、よそのコミュニティにはそんなに簡単には入りこめないと感じた。いつまでもよそ者扱いだ。私たちはこれから、何らかの形で元のコミュニティとつながりをもっておかないとイケない。現在のままだと B 移民村に捨てられている感じがする。他の移民村に移った世帯数は書類上 44 世帯になっているけれども現実にはそんなにない。若者のほとんどがホルスタイン牛の飼育をやめて、出稼ぎに出ている。これらに関して村委員会はまったく理解していない。いや、理解していないというよりも気にもかけていないと言った方が正しいかもしれない。ウブルジェに関しても、一体だれが管理しているのか。毎年、近隣の地域の家畜に荒らされてしまい、草刈りの収穫量は減っている。これらの一連の問題に対して、自分たちで何とかしないとイケないと思う。E 氏の言った組織づくりに賛成する。組織づくりに関して彼（筆者）に意見を聞いた方がいいと思う。

K 氏：基本的に、われわれの状況は EQ 氏の言ったとおりである。しかし、われわれは今から何をすることが問題だと思う。若者不在のコミュニティは先がないように感じる。どうしたら若者に地域活動へ関わってもらえるかがポイントではないかと思う。ウブルジェをいい形で彼らに残してあげたい。「引き続くものがあってこそ今がある」というモンゴルのことわざがあるではないか。

③都市に残った人のグループ（L氏、Z氏）

L氏：バインオーラ・ガチャーの人々の中で、一番辛い思いをしているのは、私たちのような都市に残った人。今は「無業遊民」となっている。ホルスタイン牛もなければ仕事もない、住むところさえ確保できない状態だ。家屋を求めて、ほとんど毎日、政府の門をたたたくが、相手にもされず、逆に、社会治安法違反、業務妨害だと注意されたこともある。村委員会、村長からは「私の権限の範囲ではないので、旗政府に行ってくれ」という回答だけ。再建のアパートがもう工事は完了しているのもかかわらず、私たちには交付してくれない。

Z氏：先週、政府の役員と話をしてきた。彼（政府の役員）は、住宅問題について、こう言った ----「バインオーラ・ガチャーの牧民の住宅問題は、すべての牧民に関わる問題で、あなた一人の問題ではない。牧民一人一人が毎日政府に来て、役員がその一人一人を相手にし、対処する時間はない。他の仕事もたくさんあるから」。これは、私たちがいままで行ってきた陳情の弱点を指摘していると、私は思っている。これに関して、彼（筆者）にコメントしてもらいたい。

会議は3時間に及んだ。会議の最後に、筆者は、次のように、まとめとコメントをさせてもらった。

皆さんの活発な議論、ありがとうございました。以下、今日の議論のポイントをまとめ、少し自分なりのコメントをさせていただきます。

まず、私はバインオーラ・ガチャーにおける光と影について述べさせていただきます。影というのは、まさに皆さんの現在の心境です。従来のコミュニティの解体という問題、政策の恩恵を受けるため戸籍を別にした子供たちの問題、さらに、若者流出によるコミュニティ担い手の問題などがあります。

光というのは、平たく言えば今の光景です。バインオーラの将来について、皆が一堂に会して語ることができました。今回の集まりはSさんの努力によるものでありました。3年前、B村の地域産業づくり運動は、私が先頭に立って開始した活動だということは、皆さんご存じだと思います。しかし、今回は、Sさんからの声かけを受けて調査を行い、今日の話し合いにまで持ち込むことができました。特に、皆さん、今日の寒い天気にもかかわらず足を運んで頂いたことは、今後のバインオーラ・ガチャーの新しい光だと信じています。

さて、ここから本題に入ります。まず各グループの皆さんの発言のポイントをまとめると、以下の3点になります。

- 1) バインオーラ・ガチャーのコミュニティ崩壊の問題
- 2) ウブルジェの管理の問題や都市に残った人たちの住宅の問題
- 3) 若者流出の問題

皆さんのこうした意見や見解に対して、私から次のような提案をいたします。

バインオーラ・ガチャー牧民が主体となる組織をつくる。その組織の名を「バインオーラ牧民権益保護協会」とします。組織の構成員をホトアイル単位で選出します。バインオーラ・ガチャーは11個のホトアイルから成り立っているため、ひとまず11人を選出し、

組織の構成員とします。その中からさらに会長 1 人と副会長 2 人を選挙によって選出します。組織構成員の選出に関しては、できる限り、村を離れた若者を選出されるよう勧めます。

ただし、組織づくりというのは、そう簡単にできるものではありません。これはあくまでも一つの試みにすぎない。都市に残っている人たちは、現在住むところさえない状況に置かれています。そのため、今日中に「(仮) バインオーラ・ガチャー牧民権益保護協会」という仮称を使って、署名活動を展開したい。皆さんが署名した文書を「公開信」(公開信というのは、あて名を明記し、厳封せず、直接ではなく間接(第三者)経由で目的宛に届ける手紙。)の形で明日にでも旗庁に提出したい。

私からは以上です。これから署名にお願い致します。

(3) 会話から生まれたビジョン——「バインオーラ牧民権益保護協会」

上記の住民会議の 3 日後、2010 年 1 月 3 日、バインオーラ・ガチャー牧民権益保護協会という仮称で作られた地域コミュニティの自主管理組織が、本格的な組織づくりを開始した。組織委員会のメンバー 11 人が出そろった。私の提案どおり、1 つのホトアイルから 1 名の代表ということとなった。この 11 名の代表は、全員が住民から選出されたのではなく、自らやってみたいと手を挙げた人も少数ながらいた。委員会のメンバーとともに、組織の全体図を書いてみることにした。この組織は、元バインオーラの牧民から選出された代表(あるいは、自ら名乗りを上げた人)によって構成され、最終的な目標として、村委員会の業務遂行を監査する役割を果たすことを掲げた(図 4 参照)。仮称バインオーラ・ガチャー牧民権益保護協会の委員会メンバーと私が中心になって、組織の規約を作った。この規約は、単なる規約というよりも、自らの組織づくりを開始する宣言であった。その内容は、以下のとおりである。

バインオーラ・ガチャー牧民権益保護協会規約(試行)

(目的)

第 1 条 本協会は、バインオーラ・ガチャー牧民相互の連携を深め、牧民の創意工夫と責任のもとに、よりよい地域コミュニティの形成及び維持に資する活動を展開し、牧民と行政との間の窓口になることを目的にする。

(活動)

第 2 条 本協会は、前条の目的を達成するため、地域コミュニティの自主管理計画を策定し、これに基づき、次に掲げる活動を行う。

- (1) ウブルジェ(移出地)の自主管理活動
- (2) 村委員会村の業務遂行の監査
- (3) 若者を地域の振興活動に参加させる活動
- (4) 地域コミュニティの防災・防犯に関する活動
- (5) 地域コミュニティ牧民の法的権益を守る活動

(名称)

第 3 条 本協会は、バインオーラ・ガチャー牧民権益保護協会と称する。

(区域)

第4条 本協会の区域は、バインオーラ・ガチャーの全域とする。

(事務所)

第5条 本協会の事務所は、バインオーラ・ガチャー新設移民村(本所)と他の移民村(連絡所)、都市住宅アパート(連絡所)にそれぞれ設置する。

(組織)

第6条 本協会の活動を効果的に遂行するため、第4条に定める区域を従来の11個のホトアイルをもって組織する。

(役員)

第7条 本協会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名(各連絡所担当)
- (3) 監事 1名
- (4) 委員会 11名(各ホトアイルから選出された代表)

(役員の選任)

第8条 会長・副会長及び監事は、総会において委員会のメンバーから選任する。ただし、監事の選任は委員会のメンバーに限らない。

(役員の仕事)

第9条 会長は、本会を代表し、会務の総括を行う。副会長は、会長を補佐する。会長の欠けた時、会長の代わりに会務を担う。監事は、会の総括的な監査を遂行し、会長と副会長の業務執行の状況を監査する。また、総会において、委員会を代表し、会長・副会長の業務執行の報告をする。

(役員任期)

第10条 役員及び監事の任期を3年間とする。ただし、いずれも再任を妨げない。

(試行)

第11条 本暫定規約を2010年1月1日施行する。

上記の暫定規約を基にバインオーラ・ガチャー牧民權益保護協会の役員選挙を実施した。選挙は記名式投票によって行われた。その結果、今回の活動の呼びかけ人であったS氏(男性、31歳)が、全員一致で会長に選出された。副会長には、他の移民村在住のL氏(男性、48歳)と都市に残ったB氏(男性、52歳)が選出された。

会長になったS氏は、選出直後にこう発言した ----「バインオーラ牧民權益保護協会は、牧民だけで構成するのではなく、われわれ牧民の活動に大きな役割を果たしている「仲間」をも含めるべきである。そのために、今回の監事には彼(筆者)指名することにしたい。将来的にも、われわれの「仲間」をさらに拡大させていくことが必要である。ぜひ彼(筆者)に本協会の監事の役を引き受けていただきたい」。この発言は、私に考える余地もない迫力だった。この要請を受けることによって、筆者の位置づけは、牧民の問題に共感する人間というレベルから責任を負う当事者のレベルへと変化した。

(4) バインオーラ・ガチャー牧民權益保護協会——組織としての試み

本節では、「バインオーラ牧民權益保護協会」を中心に、コミュニティ再建に取り組んだ運

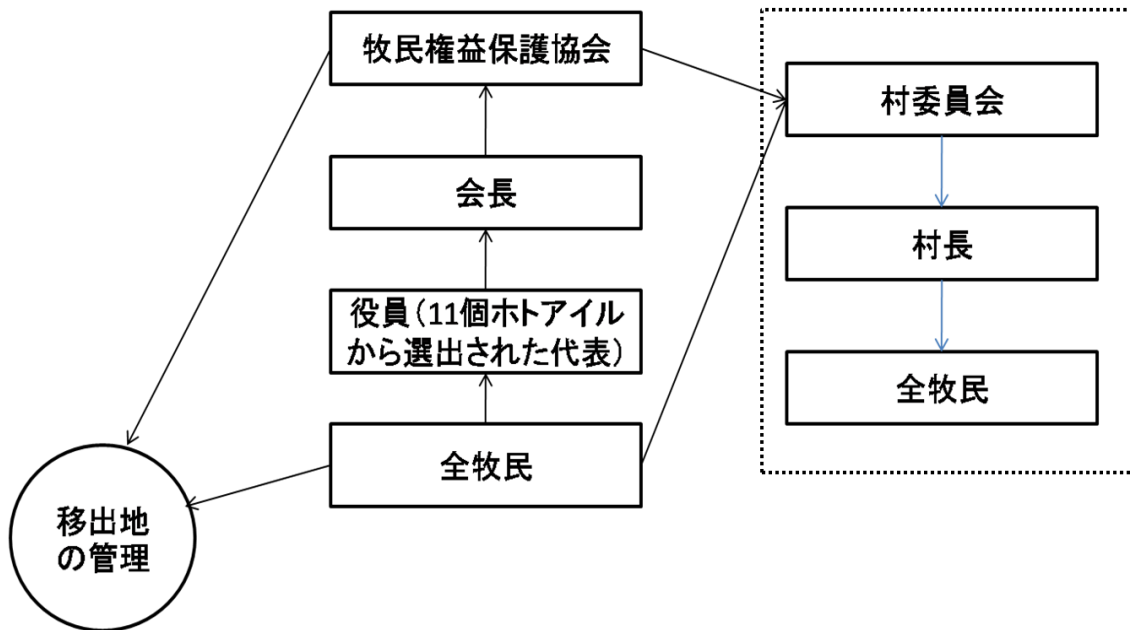


図 4. 「バインオーラ・ガチャー牧民權益保護協會」の将来像

拆迁补偿协议书 70-2 号

拆迁人：(甲方)赤峰红利建筑有限责任公司正蓝旗分公司
 被拆迁人：(乙方) 袁守印

按照正蓝旗总体规划要求，根据《内蒙古自治区城市房屋拆迁管理条例》经甲、乙方协商现就拆迁补偿等相关事宜签定协议如下：

一、乙方所有房屋位于金莲川大街南侧，该房屋用途为 住宅 房，砖混 结构平房，建筑面积 28.40 平方米，附属房屋 — 结构，建筑面积 — 平方米。

二、甲方委任具有内蒙古自治区二级资质的锡盟地信房地产价格评估有限公司对该房屋及附属设施按市场价格进行评估，评估价格为人民币（大写：壹万贰仟贰佰肆拾肆 元。

三、乙方自愿选择以房屋置换方式获得补偿，余下部分领取货币补偿。

四、甲方根据当地的实际情况及乙方的具体情况，在评估价的基础上的 30% 作为安置补偿金额；甲方付给乙方搬家补助费 400 元，拆迁期间过渡费 300 元。

六、甲方安置拆迁户 60 平方米住宅楼，达到入住条件，2009 年 6 月 30 日前入住。

七、凡经评估作价的设施，乙方不得擅自拆除，如有违反甲方有权扣除已作价相应款项。

八、甲乙双方自 2008 年 二月 — 日签定协议后，由乙方

三日内提供房产灭迹手续，甲方在三个工作日内付补偿金 — 元。

九、以上条款双方共同遵守，如一方违反协议，将按照《内蒙古自治区房屋拆迁管理条例》等相关法律追究违约方的法律责任。

十、本协议一式三份，甲乙双方各一份，拆迁主管部门备案一份。

甲方：(盖章)赤峰红利建筑有限责任公司正蓝旗分公司
 乙方：(盖章) 袁守印

二 00 八年 11 月 13 日

写真 5 第 2 回移民の際、住民と開発業者との間に交わされた契約書



写真 6 住宅の交付を願う住民たち

動を報告する。第 1 に、都市に残った牧民の住宅を巡って行った「請願」活動を紹介し、第 2 に、コミュニティ内部で災害にあった住民に対する支援活動を紹介する。最後に、近隣ガチャー、行政をも巻き込む新しい放牧地共同管理の構築プロセスを報告する。

a. 都市に残った人たちの住宅問題への取り組み

2009 年 12 月 31 日より、「バインオーラ牧民権益保護協会（仮）」（以下、保護協会）は牧民の自治組織としての活動を開始した。都市に残った牧民たち 142 世帯の住宅交付の問題解決が急務であったため、組織の正式発足を待たずに活動を開始したのである。

開発業者と牧民が 2008 年 10 月に交わした契約（この時点で移民村での住宅を業者に譲渡）によれば、開発業者が牧民に新しい住宅を 2009 年 6 月 30 日付で交付するとされていた。

しかし、2009 年 12 月 31 日になっても牧民たちに住宅は交付されなかった。このため、従来のコミュニティから切り離された上、収入も家も失った牧民たちは、非常に厳しい状況に置かれていた。牧民たちは、役場に陳情に行っても、明確な回答は得られなかった（写真 5 参照）。

保護協会は、前日の署名活動でバインオーラ・ガチャーの牧民 263 名の署名を得、これをもとに筆者が旗長あての公開信²を作成した。以下、筆者を中心に作成した公開信の内容を紹介する。なお、牧民の署名に関しては個人の了承を得ていないため、ここでは明示しない。

尊敬なる旗党委書記 バガナ 様

こんにちは。まず、ご多忙にもかかわらず、この公開信をお読み頂き、ありがとうございます。

私たちは、正藍旗シャンド鎮バインオーラ・ガチャー牧民権益保護協会です。本協会は、

² 宛名を明記し、厳封せず、直接ではなく間接（第三者）経由で送付先に届ける書状。

バインオーラ・ガチャーの牧民によって自主的に結成された団体であり、牧民自身の法的権益を保護し、社会発展を促すことを目的にしています。

今回、私ともバインオーラ・ガチャーの牧民全体を代表して、バインオーラ・ガチャーの第2回移民の後、現在まで交付されていない牧民の住宅問題を公開信によって党書記に提起します。

開発業者は、契約書に定められた期間内に、牧民の住宅を交付していません。そのため、牧民たちは住むところを失い、経済的にも、精神的にも大きなダメージを受けています。住宅の交付契約には、交付は2009年6月30日までと定められています。しかし、開発業者はあらゆる理由をあげては、新しい住宅の交付を拒否しています。

(中略)

私たち牧民は法的権益を守るため旗党書記に公開信の形で現状を訴え、問題の早期解決をお願いします。

正藍旗シャンド鎮バインオーラ・ガチャー牧民権益保護協

2009年12月31日

2009年12月31日、S氏と私は、旗党書記バガナ氏宛の公開信を旗党委の窓口に提出した。立ち会ったのは旗党委秘書だった。事情を説明し、公開信を手渡した後、秘書は「あなたたちが、このような正式な方法によって問題を訴えたことに賛同する」と述べた。今まで牧民たちが個人で陳情した際には、否定的な見解しか得られなかったのに対して、今回は、前向きな見解を得ることができた。

公開信を提出して5日後、村長からB氏（副会長）に連絡が入った。それは、都市に残ったバインオーラ・ガチャーの牧民の住宅問題が解決できたという連絡だった。年明けの1月7日、建物の内装や補助設備などに不十分な点はあったが、牧民たちはようやく自分の家を手に入れることができた。

以上の動きの中で、保護協会の組織としての請願が、どの程度の役割を果たしたのかについては明言できない。実際、請願する際に保護協会の連絡先を明記していたにもかかわらず、旗政府はその結果を、村委員会（村長）に連絡している。また、村長も、必ずしも保護協会副会長というB氏の地位を承認した上で、B氏に連絡をしたわけではなかった。

b. 災害に弱くなったコミュニティ——新設移民村への支援

2010年1月2日から1月4日にかけて、正藍旗は大雪に見舞われた。大雪の災害は、モンゴル語でチャガンゾット（白い災害という意味）と呼ばれている。この災害はバインオーラ・ガチャーの牧民にも大きなダメージを与えた。道路が分断され、畜舎に雪が積もり、ホルスタイン牛の餌となる乾草も出せなくなった。道路分断による運送困難という理由で、順騰牛乳ステーションは牛乳回収を停止した。（写真6を参照）牛乳の回収がなくても、乳搾りは行われねばならない。牧民たちは自家で乳搾りを行い、搾った牛乳は各自で処理することになったが、一日100キロを超える牛乳をどう処理するかが問題となった。普段自家での乳搾りが禁止されていたため、搾った牛乳を入れる容器もなく、仕方なく捨てる人もいたという。

1月4日、私にL氏（保護協会副会長）から「新設移民村が大雪で、人手が足りなくて



写真 7 大雪に見舞われた新設バインオーラ移民村で支援活動

大変のようだ。私たち、都市に住んでいる人はやることがないから、皆で一度あっちに行こうかと思っている。一緒にどうか」と連絡があった。この L 氏の誘いで、私、都市在住の 5 人の若者、副会長の L 氏の 7 人が新設移民村の支援に向かった。目的地まで、普段なら車で 1 時間程度の距離だが、大雪の影響で 4 時間以上を要する道程となった。

私たちは、会長の S 氏をはじめとする新設移民村在住の牧民有志と合流し、16 人の支援チームが結成された。支援活動は除雪から始まった。人手の足りない世帯を中心に、雪が詰まった畜舎の清掃活動を展開した。活動は到着時間などの都合で、狭い範囲の短時間の活動にとどまったが（写真 7 参照）、除雪支援活動の終了後、筆者らは新設移民村の牧民と話す機会をもつことができた。その話からも、この支援活動によって、バインオーラ・ガチャーの牧民と都市部の牧民との間の心理的距離が近くなったこと、さらには、新しく発足したばかりの保護協会への信頼と期待が高まったことがうかがえた。

c. ウブルジェ（移出地）の管理

①移出地（ウブルジェ）の現状と「盗牧」という行為

ウブルジェ（移出地）の管理の是非は、移民された牧民たちの生活そのものに直接関わっている。しかし、生態移民政策が施行されて以来、「盗牧」という、牧民たちには耳慣れない言葉が聞かれるようになった。

上に述べたように、バインオーラ・ガチャーの牧民たちはかつての放牧地から離れ、都市部の集中住宅地に移住した。彼らの手を離れた放牧地は、公的制度上は政府が一元的に管理する仕組みになっている。1980 年代後半の草原利用権細分化政策により、一度は個人管理に置かれた草原であったが、政府は多額の資金を投入して、牧民が移出した後のバインオーラ・ガチャーの放牧地全体（106,600 ムー）を鉄条網で囲み、再び集約的に管理することになった。草原法によって放牧が禁止され、公安機関の森林警察という専門職を設け、パトロールが行われた。この地域の先住民である移民には、秋季の草刈り以外の活動が一切禁じられると同時に、禁牧地管理への協力が義務づけられた。このように禁牧という制度と禁牧のための柵が整備されたため、それを一歩でも越えれば法を犯すことになり、「盗牧」と見なされる。

しかし、違法行為とされる盗牧は後を絶たない。これに関して、私が 2007 年度に行っ

た現地調査のノートをもとに説明したい。

事例 1：公安機関による公的行動

時期：2007年7月13日

参加者：森林公安職員4人

場所：転出地バインオーラ・ガチャーの放牧地

森林公安職員（以下は K さんと略す）がバインオーラ・ガチャーの禁牧地に牛が入っている通報を受け、30km 離れた禁牧地へ（筆者同行）。

2007年7月13日、元バインオーラ・ガチャーの近隣であるバググエレンガチャー（以下 A ガチャーとする）の牛が禁牧地に入り、森林公安の職員に捕まる。とらえられた牛の数は73頭、飼い主は A-1 さん。

問題の解決：森林公安職員に罰金を払うように命じられた。罰金は牛一頭あたり100元、73頭牛合計で7300元（日本円のおよそ10万円程度）。

以下は「盗牧」をめぐる森林公安職員と牧民とのやり取りの再現である。

A-1 さん：そんなに金はないよ。そこまでの金があればここに放牧したりしない。うちの放牧地には牛が食べる草が何もない。ここに入れないと牛が餓えて死にそうだったから。もう絶対に入れないから、今回は許してください。

K さん：あなたは法を犯していることをわかっているのか。それはできない。移民村の人たちから放牧場侵害の苦情が来ています、罰金がどうしても払えないのなら、捕えた牛を街に連れて行って処分するしかない。

A-1 さん：領収書は要らないから罰金を減らしてください。2000元ではどうですか？家にあるのはこれだけです。

K さん：それはだめだ。少なくとも半分は払って。領収書はあとで出します。

A-1 さん：領収書はいらないです。これからよろしくお願いします。

領収書なしで2500元の罰金を払って A-1 さんは今回の事件を解決できた。

K さんへのインタビュー

私：森林警察の仕事はどうですか？

K さん：本当に難しいです、こっちにとしては（B 移民村のこと）、移住させられて、苦しい生活しているのに、盗牧して彼らに被害を与えるのはどうしても理解できない。しかし、私たちは24時間体制で見張っているわけでないからいつ牛を入れているかを完全に把握できない。私たちは単に任務を果たしているだけです。

それから1週間後、筆者は調査のため再びバインオーラ・ガチャーの禁牧地に足を運び、A-1 さんと再会した。

私：なぜまだここに放牧するの？森林公安が怖くないの？

A-1 さん：怖くない。彼らに一度罰金を払ったら、しばらくは来ない、もし来ても、前回のことがあるから彼らはそんなに厳しくしない（笑）。

私：それでは、あなたは移出した牧民たちの辛さをわかっていますか？彼らも草刈りができないと、乳牛を飼っていけなくなる。

A-1 さん：それは知っているけど、昔からこのように放牧してきた。B 村の人たちも知っているはず。

私：「盗牧」って法律違反でしょう。

A-1 さん：法律違反？それはあまり意識していない。昔ながらの放牧をやっているだけです。いつの間に、これが法を犯すことになったのか、想像もしたくない。正直にいうと、われわれの放牧が、バインオーラ・ガチャーの人々の役に立っている面もあることを知ってほしい。彼ら（バインオーラ・ガチャーの牧民）はわかっているはず。家畜のいない草原ってどんなものかを。牧草地のまん中の辺はもう草刈りができなくなっている。これをどう説明したらいいか。

事例 2：牧民による個人的行動

時期：2007 年 8 月 6 日

構成員：バインオーラ・ガチャーの牧民 7 人（以下 E さんと略す）、私も同行

場所：30km 外の転出地（元バインオーラ・ガチャーの放牧地）

E さんたちの話から、A 村の牧民たちは夜中 1 時ごろに家畜をいれると判断し、その時間に合わせて出発した。

途中彼らにいろいろ話を聞かせてもらった。

E さん：内の村（B 移民村）の住民の中には、われらのこうした巡回を A 村の人（盗牧者）に通報する人がいる。その代りに、A ガチャーの人（盗牧者）から一回ごとに 300 元をもらっているということだ。これは、仕事がない人の収入にもなっている。

私：もし今日、家畜を捕まえたらどうする？

E さん：B 移民村からわざわざここまで来ているので、できれば彼らに、これからこういったこと（盗牧）を起こさないように。

私：それは罰金ということ？

E さん：まあ、わかりません。昔からの知り合いだし、同じ牧民でしたので、難しい。休牧されて家畜がかわいそう。（休牧とは、生態移民の対象とならなかった地域において、季節によって 3 カ月間畜舎飼育させる政策のこと）

私：放牧地管理に対して別の方法はないのか？

E さん：現在は、政府の設けた鉄条網が、もうなくなっている。彼ら（森林公安）もあまり来ないからね。誰によって、どう管理すればいいかわからない。自分たちでこのまま管理するというのも限界がある。この前、A ガチャーの牛を、放牧地からうちの村の人が旗所在地まで連れ去った事件があった。これも大変な事態となった。A ガチャーの人（牛を連れ去られた人）によれば、2 頭が連れ去られたという。逆に、うちの村の人は 1 頭しか連れていっていないと言う。現場には連れ去った人以外は誰もいなかったの、どちらが正しいこと言っているのかわからない。

以上の 2 つの事例は、保護協会のその後の活動に大きな意味を持つことになる。これらの事例は、政府の集約的管理には限界があることと、牧民個人の管理にも問題があることを示している。森林警察の職員は、単なる自らの任務を果たすために巡視しているだけである。また、B 移民村の住民も、目先の収入のためにのみ盗牧に手を染めている。放牧地

は、責任ある利用主体を欠いた放置状態にある。

上に述べたように、バインオーラ・ガチャーの放牧地は、「過放牧」や禁牧によって被害を受けている。本項の冒頭に述べたように、元の放牧地での草刈りは、ホルスタイン牛を飼っているか否かにかかわらず、バインオーラ・ガチャーの牧民にとって極めて重要である。移民村におけるホルスタイン牛の飼育には、高価な飼料を必要とする。草刈りした乾草は、その代わりに飼料となり、牧民の経済的負担を減らすことになる。特に、都市に残った無職の牧民にとっては、主要な収入源ともなっている。したがって、牧草地の管理はバインオーラ・ガチャーの牧民の生活そのものの管理であるとも言える。

しかし、森林公安の職員への聞き取りからは、政府による集権的管理の限界が見て取れる。一方、近隣ガチャーの牧民も、移出したバインオーラ・ガチャーの牧民の辛さを知りながらも、盗牧という違法行為を繰り返している。しかも、近隣ガチャーの牧民は、森林公安の取り締まりから逃れやすいように、放牧地の周辺部で盗牧するため、周辺部の草は食べつくされてしまう。逆に、放牧地の中心部は、長年にわたって家畜などの外来的影響がなかったため、草に質的な変化が起こり、家畜が食べない草ばかりになっている。

②ウブルジェの共同管理を向かって

2010年3月、保護協会の発足以来、初めての組織員会議が開かれた。筆者も会議に出席した。会議においては、牧草地の被害をどのようにして最小限に抑えるか、組織として何をなすべきか、というウブルジェの管理をめぐる議論が交わされた。組織員からは「オリック・ガチャーの牧民のように、ホルスタイン牛を連れてオトル³に出かける」、「行政と相談して壊れた柵をつくり直す」、「バインオーラ・ガチャーの牧民の中から、専任の管理員を設ける」などの意見が飛び出した。しかし、これらの案では、いずれもウブルジェにおける隣接ガチャーの「過放牧」問題⁴を根本的に解決できない。なぜならウブルジェの管理には、現在は加害者となっている隣接ガチャーの人々、あるいは現時点で集権管理を行っている行政など、利害や価値観の異なるいくつかのアクターが含まれるからである。これらを視野に入れた解決方法が望ましいことは、上に述べた2つの事例からも明らかである。

議論の末、バインオーラ・ガチャーの牧民のみならず、隣接ガチャーの牧民と行政をも含めた当事者たちによる共同管理が必要であるという認識に達した。こうした共同管理を実現させるために、バインオーラ・ガチャー牧民権益保護協会は、以下の方法で問題への取り組みを始めた。

- a) 隣接ガチャーの牧民を巻き込むために、バインオーラ・ガチャーの草刈り地の一部（主に、都市に住む牧民の草刈り地）を有料で貸し出し、正式な契約を結ぶ。
- b) 契約を法的に認められたものとするため、司法機関での公証を行う。
- c) 契約は個人的に行うではなく、保護協会の名義で行うものとする（しかし、組織は、事前に、草刈り地の利用権が与えられている個人との交渉を行う）。

共同管理の実現に向けて、保護協会と隣接ガチャーの牧民との間で協議の場をもつことに

³ オトルとは、自分が放牧していた草地の草だけでは足りなくなったとき、他の地域の放牧地を一時的に借りて放牧を行うこと。詳しくは、蘇米雅（2010）を参照されたい

⁴ ここで言う「過放牧」とは、隣接ガチャー住民が森林警察に見つかった時に逃げやすいように、専ら放牧地の周辺部で放牧を行うこと。

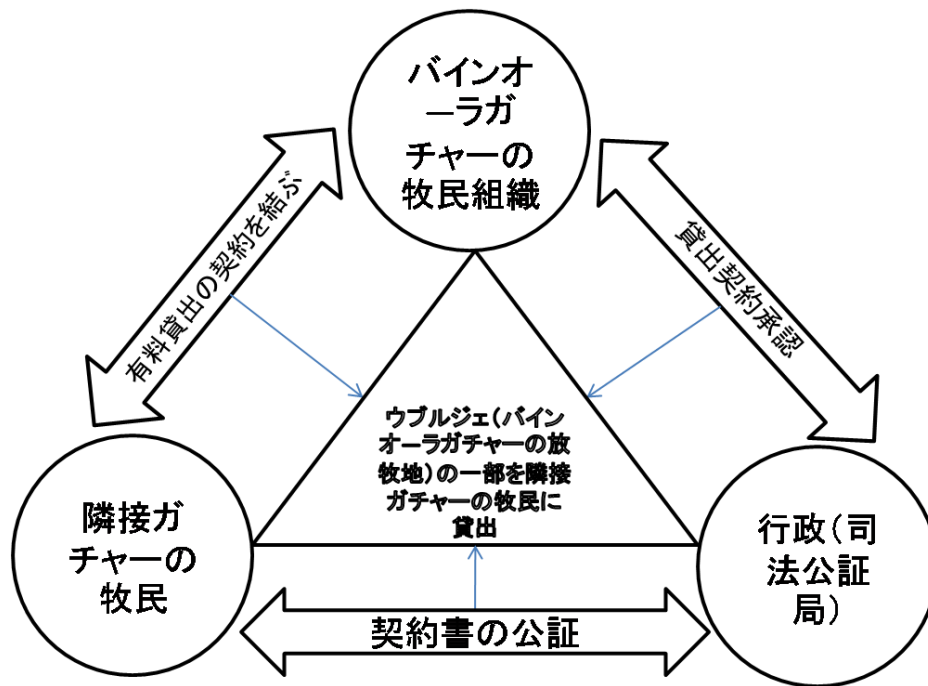


図 5. 草刈り地における共同管理の仕組み



写真 8 隣接村の住民と協同行う草刈り



写真 9 草刈りした草を乾燥させる

なった。この協議は「ウブルジェの管理」というテーマのもとに行われた。かつてのウブルジェは、利用主体のガチャに住む牧民と、隣接ガチャの牧民の相互関係によって保たされていた。しかし、現在のウブルジェは、利用主体がないまま放置状態にある。

利用主体を明確にするために、双方が締結した契約書を、行政の司法機関に公証してもらいことによって、その法的正当性を担保した。この法的担保は、保護協会を否定する村委員会（村長）も無視できなかつた。村長は、「住民に対して、法に基づいて契約を結んでいるので、村委員会としてはその行為を拒否しない。しかし、「保護協会」に関しては村委員会として判断を下すことができない。村委員会も住民のための組織であるからだ」と述

べた。

こうして、上記の契約に基づき、隣接ガチャーの牧民 16 名が、バインオーラ・ガチャーの牧草地（20 世帯 46 人の住民が利用権を持つ 9,200 ムーの牧草地）の草刈り権を借りることになった（写真 9、参照）。その後、バインオーラ・ガチャーの牧民と隣接ガチャーの牧民は、草刈りを協同で行うようにもなった（図 5、写真 8、9 を参照）。

4. 考察

本論文で報告した第 2 回移民後の運動のキーワードは、ウブルジェである。それは、数 10 年前までの遊牧ないし半遊牧生活において、冬の営地を意味する言葉であった。とくに、半遊牧生活では、厳寒の冬をウブルジェで過ごし、春から秋にかけては遊牧をしながら転々と移動し、冬が近づくとまたウブルジェに帰還していた。その意味で、ウブルジェは、毎年腑になれば戻ってくる「拠点」であった。

バインオーラ・ガチャーの牧民は、第 1 回の移民で住み慣れた土地を離れざるをえなかったが、経済的困窮とコミュニティの崩壊にあえぎながらも、まがりなりにも移民村で一つの空間的まとまり維持していた。また、筆者と若者を中心とする運動によって、コミュニティの絆も徐々に再生しつつあった。しかし、第 2 回移民によって、その空間的まとまりさえ解体されてしまった。

失った空間的まとまりは、ウブルジェへの郷愁として牧民たちに表現された。これは、S 氏と筆者が、牧民の聞き取り調査で得た大きな発見だった。「ウブルジェ」という言葉は、バラバラになった牧民の絆を再建する大きな力を有していると、S 氏と私は直観した。ウブルジェという言葉に牧民たちが抱いている郷愁を、空間的には離れていても牧民コミュニティの復活へのエネルギーに変換できるはずだと、私たち 2 人は確信した。

「ウブルジェを考える会」という集会に始まり、保護協会設立、牧草地の新しい管理形態へと連なる運動は、ウブルジェという言葉の一方的伝達だった。その言葉は、S 氏と筆者から「ウブルジェを考える会」に出席した牧民へ、さらには、より広範な牧民へと伝達された。牧民たちがかつて住んでいた草原（草刈り地）は、ウブルジェと呼ばれるようになった。ウブルジェという言葉は、バインオーラ・ガチャー時代の絆の代名詞となり、その絆の再生に向かって行動する能動的な規範を伝達していった。まさに、ウブルジェという言葉が媒体とする規範の伝達であった。

居住地はバラバラになっても牧民の絆を取り戻そうとする規範は、盗牧による加害者であった近隣ガチャーの人々の意味づけや、牧民を冷遇してきた政府の意味づけをも変化させた。近隣ガチャーの人々は、加害者から草刈り地の貸借者へと変化し、さらには、草刈り地とともに草刈り作業をするパートナーへと変化した。また、政府も、そのような新しい草刈り地の管理を保証する第三者機関として意味づけられるようになった。

本稿で紹介したウブルジェ復活の運動は、今もって継続中であり、その将来はだれにもわからない。第 2 回の移民などだれも予想しなかったように、今後も再び予期せぬ苦難に見舞われるかもしれない。しかし、第 1 回移民によって突きつけられた経済的困窮とコミュニティ崩壊に、何らなすすべもなかったころと比べると、牧民の間に能動的に動く姿勢が徐々に育まれつつあるのはまちがいない。激動する中国社会にあって、自らの生活

を自ら選択し、その実現に挑戦する能動的な姿勢を、いかにしてさらに育んでいくか。この難問に、今後も、「内なる他者」として関わっていく所存である。

引用文献

大澤真幸(1990). 身体の比較社会学 I, 勁草書房.

小長谷有紀・シンジルト・中尾正義 (2005). 中国の環境政策「生態移民」昭和堂.

杉万俊夫 (2006). コミュニティのグループ・ダイナミックス, 京都大学学術出版会.

杉万俊夫 (2010). 「集団主義一個人主義」をめぐる3つのトレンドと現代日本社会, 集団力学. 第27巻, 17-32.

蘇米雅 (2010). 新しい共同性に基づく環境正義, 集団力学. 第27巻, 102-130

蘇米雅 (2011). 中国の環境移民政策によって生まれた移民村の活性化運動, 集団力学, 第29巻, 〇〇-〇〇.

—— 2011. 8. 31 受稿, 2011. 11. 10 受理 ——

Reunification of communities broken down by two forced migrations
after the ecological migration policy in China:
The case of Bainuul village, Inner Mongolia, China

Sumiya (Kyoto University)

When the ecological migration policy of 2001 was initiated in Inner Mongolia by the national government of China, villagers were forced to abandon and move out of their pasture land and relocate to live in a distant immigrant community. The villagers suffered both economically and socially, faced with severe poverty and a decline of solidarity among community members. Bainuul village, where the author was born and raised and has family members still living, is one of such communities.

I started a community revitalization movement with a small group of young village residents in 2004 and observed that proactive attitudes grew gradually among the general population. But, they were faced with another hardship in 2008, because the government unexpectedly forced them to migrate again from this immigration village. As the central city expanded, it encroached on the immigrant community that had been raising dairy cattle and created problems for the farmers. The villagers were faced with three options, i.e., moving to a new location established by the government, remaining in the city or moving individually to a place where relatives live.

One of the young group members and I visited many villagers living separately and found that they shared a strong wish to regain the solidarity they once had in their home village prior to the first migration. The wish was expressed with the use of a Mongolian word, 'o'voljoo.' O'voljoo refers to the place where villagers historically spent winters after nomadic seasons from spring through autumn until several decades ago. At that time, their home village, Bainuul, was o'voljoo.

We established an organization to support and protect the villagers' social structure and livelihood. The organization contributed to securing housing for villagers who remained in the city and also to relief activities for those who suffered heavy losses from the previous snowfall disaster. Moreover, the organization developed a new management system of farming in Bainuul, which was also called o'voljoo by the villagers, in collaboration with neighboring communities and the local government.

This process was discussed as a process of norm transmission where the word, o'voljoo, played an important role.

Key words: ecological migration, immigration village, the second forced migration, community, residents' self governance, o'voljoo

Author:

Sumiya, Graduate School of Human and Environmental Studies, Kyoto University, Kyoto, Japan.

Mail: somiya66@yahoo.co.jp